

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から12年半が経過したが、依然として多くの方が故郷を離れ、厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を余儀なくされている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所では、除染など、多くの課題は抜本的な解決に至っておらず、事故収束の見通しは立っていない。

こうした中、避難者・被災者に対しては、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を更に講じていく必要がある。

また、福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、未曾有の大災害からの復興を国民全体で支え合っていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法(略称)」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証と総括を実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合性審査の結果を分かりやすく説明し、住民の不安解消に努めること。
- (2) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、国・県・市町村と事業者が相互に連携し、問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (3) 原子力施設の安全規制上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- (4) 原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、改めて、企業風土や安全文化を含め、継続的かつ厳格に評価、指導すること。
- (5) 福島第一原子力発電所処理水の海洋放出に対する風評被害を防止するため、引き続き国の責任において国際社会に向け科学的根拠に基づいた説明をすること。

以上 決議する。

令和5年10月6日

第183回北信越市長会総会